

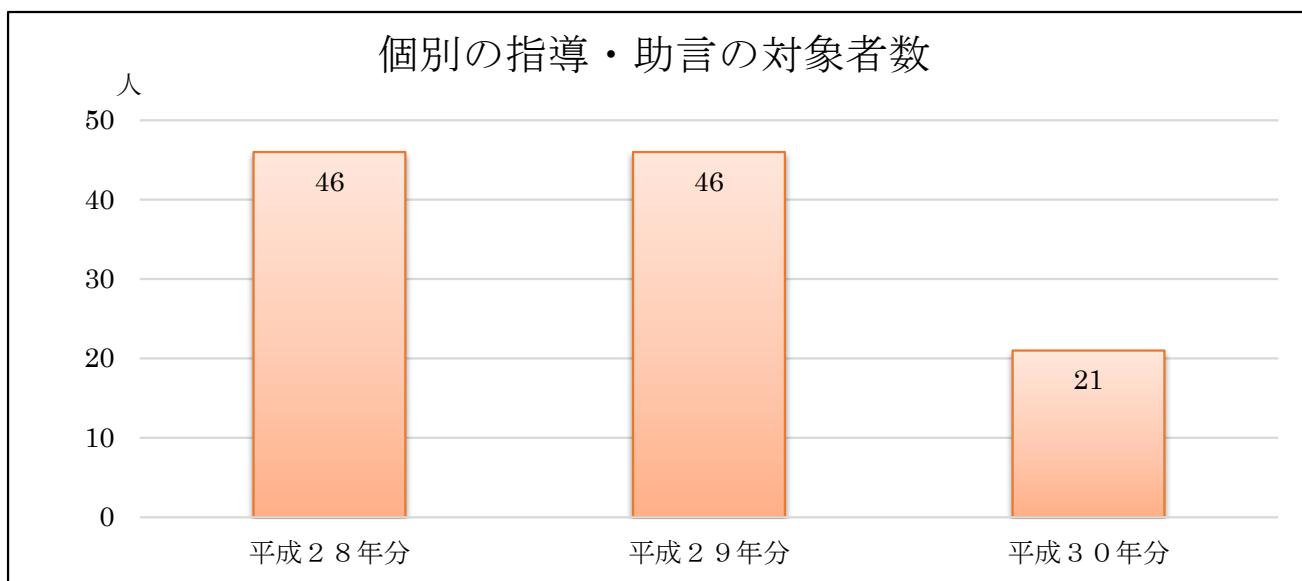
平成30年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査における個別の指導・助言の概要

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るために取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施しています。

1. 平成30年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査における個別の指導・助言の対象者数等

- 個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の数：21人
- 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数：28件

【参考】直近の3年間における対象者数の推移

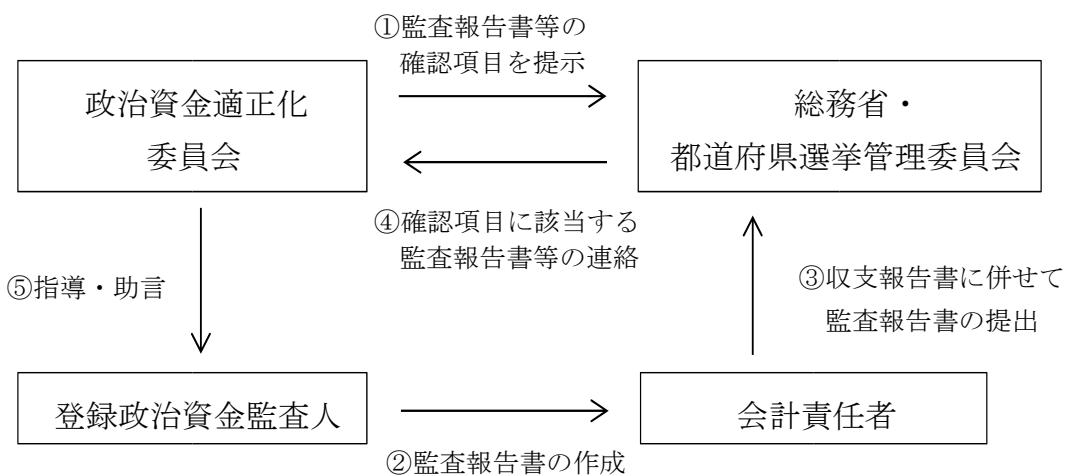


注 上グラフは、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

2. 個別の指導・助言の取組について

個別の指導・助言の取組は、都道府県選管等に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



（1）取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

（2）個別の指導・助言の手法等

- 報告事例1件ごとに委員会で指導・助言の要否を審議・決定。
- 対象となった登録政治資金監査人に対して文書により注意喚起を行うとともに、令和2年1月及び3月に実施する追加の実務向上研修への参加を呼びかけ。